

中国 最高人民法院が生食用ブドウ品種に関する処罰を支持

[FreshPlaza 2025年12月12日](#)

中国最高人民法院は、保護対象品種「IFG Six」の雲南省における無許可の生産、繁殖、販売に関し、12月初旬に下された行政処罰を支持した。

この決定は、「SWEET SAPPHIRE™」の商標及び「紫玉天珠」（スーイーティエンジョー ピンチャオ）の中国語商品名で販売されていたIFG Sixの無許可使用に関して、賓川県農業農村局が下した先の判断を追認したものである。本件は、中国の主要なブドウ産地の1つにおいて違法に植えられたIFG Sixのブドウの樹に関わるものである。

最高人民法院は上訴を棄却し、地方当局が科した行政処罰が合法かつ執行可能であることを確認した。裁定によると、対象者は植物品種権を侵害しており、賓川県当局が科した罰金は有効であり、繁殖材料の全廃棄は既存の規定の下で適切であるとされた。最高司法機関への上訴が終了したことにより、当初の処罰が全面的に執行されることとなる。

この事案は、数年にわたる執行過程に終止符を打つものであり、2025年10月31日に終了した中国国内のIFG Six合法化措置の完了に続くものである。同措置が既に終了したため、今後新たに確認されるIFG Sixの権利侵害は、中国植物育成者権法に基づく措置の執行対象となる。

この執行措置は、国の司法制度の監督の下、雲南省の地方農業当局によって実施された。最高人民法院の裁定は公表され、行政手続及び既存の植物品種保護法の適用が確認された。この決定はIFG Sixに特化したものであり、中国におけるブドウ生産や植物品種保護を規定するより広範な制度的枠組みを変更するものではない。

この裁定は、保護対象植物品種の無許可繁殖及び販売に伴う法的帰結を明確にし、行政執行と司法審査の役割を強化するものである。最高人民法院の裁定後は、さらなる上訴は認められない。

エジプト 柑橘類が200万トン超で農産物輸出の首位

[FreshPlaza 2025年12月16日](#)

農業・土地改良省に提出された公式な報告書によると、柑橘類の総輸出量は200万トンを超え、引き続きエジプトの農産物輸出の首位であった。

アラー・ファルーク農業・土地改良大臣は、今年これまでのエジプトの農産物輸出総量が約880万トンに達したと述べた。これは前年同期比で約75万トンの増加である。

このデータは、農業サービス・監視部門のモハメド・エル=ムンシ中央農業検疫局長によって提出された報告書に掲載されたものである。同報告書は、エジプトの農産物輸出の最近の動向及び幅広い品目の実績指標を概説している。

報告書によると、柑橘類の輸出量は200万トンを超え、エジプトの農産物輸出の首位を維持した。次いで生鮮ジャガイモが約130万トンで第2位、サツマイモが約32万8千トンで第3位、インゲン(生鮮及び乾燥)が約31万2千トンで第4位、生鮮タマネギが約28万2千トンで第5位となった。

報告書はさらに他のいくつかの作物の輸出量も示している。ブドウの輸出量は約19万1千トン、ザクロは15万4千トン、マンゴーは約12万2千トンであった。その他の輸出品目はトマト、生鮮イチゴ、生鮮ニンニク、グアバ等であった。

これらの数値は全体として、今年これまでのエジプトの農産物輸出の構成及び量的分布の概要を示しており、柑橘類が輸出品目において首位を維持していることを明らかにしている。

出典: TrendsNAfrica